

令和2年度 部活動規定

日置市立伊集院中学校

1. 部活動の目的

部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自発的な活動を助長し、各自の個性や技能の伸長及び心身の健全な発達を促すものである。同時に規律を守り、互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むのに必要な態度を養う機会として、大切な役割を果たすものである。

2. 令和2年度の開設部・同好会と顧問について

部活動名	顧問名	部活動名	顧問名
吹奏楽部	吉岡 前田	男子ソフトテニス部	中尾 河地
男子バレーボール部	泊 林	女子ソフトテニス部	前園 河地
女子バレーボール部	濱田（浩） 矢田目	水泳部	重山 羽生
男子バスケットボール部	佐藤 山中 川嶋	柔道部	鶴田 馬場 平田
女子バスケットボール部	石倉 上之園	剣道部	藤原 松原 馬場 江藤
サッカー部	中村 竹原	陸上部	河野 宇都 亀之園 坂元
野球部	永田 山中	美術同好会	濱田（出） 徳永

3. 入退部について

- (1) 入・退部は所定の「入退部願い」により、学級担任・顧問の許可を受ける。「入部願い」の提出締切を2・3年生は4月17日（金）まで、1年生は5月1日（金）までとする。
- (2) 入部希望者は、毎年度「入部願い」を提出する。1年生の場合は、見学・体験期間を設けて、5月から正式入部を認める。ただし、「入部願い」を提出すれば正式入部として認められ2・3年生と同じ時間で練習しても良い。1年生の見学・体験期間の下校完了時刻は17：30とする。

4. 部活動の時間について

- (1) 練習時間は、日没時刻や生徒の保健安全等を考慮して、下記の通りとする。なお下記の時刻は、全員が校門を出る時刻であるので、練習は10分前に終了するよう心がけること。

4月・5月	11月～1月
18：30	17：30
6月・7月	2月
18：45	18：00
9月～10月2週目（新人戦まで）	3月2週目まで
18：15	18：15
10月3週目～10月末	3月3週目から
17：45	18：30

- (2) 平日1日、土・日のうち必ず1日休養日を設ける。
※土・日に大会が行われる場合は前後の平日で調整する。
- (3) 土・日・祝日の練習については、地域行事や生徒の健康状態などを考慮し、それぞれの部で無理のない計画を立てる。第3土曜日の午前子ども会活動等を優先する。
- (4) 定期テストの5日前からテスト期間中（最終日を除く）は、練習を中止する。但し、大会（中体連、連盟・協会主催）日程との関係でやむを得ない場合は、顧問の責任において最大1時間の練習を、職員員の同意を得てできる。
- (5) 長期休業中の部活動は、保護者の同意と校長の許可を得て、顧問の責任ある指導のもとに行う。
- (6) 早朝練習は、必ず職員会議の同意を得ることとし、顧問がその場について指導する場合に限る。また、練習時間は1時間程度とし、8時05分までに教室に戻れるようにする。

5. 活動停止について

校則などの規則に違反したり、部員の遵守すべき心得を守らない生徒については、部活動顧問会で協議のうえ、部活動停止、大会出場停止等もある。

6. 部員の遵守すべき心得

- (1) 顧問の先生の指導には、しっかりと従うこと。
- (2) 怪我や事故のないように安全に十分に気を付けること。
- (3) 礼儀正しく、部員が協力し仲良くすること。
- (4) 所定の服装をきちんと着用し、だらしない姿をしない。休日の登下校時の服装はジャージ、体育服、制服、部で決められたユニホーム等とする。
- (5) 部室の整理整頓に努め、部活動以外の部室利用はしない。使用状況が悪い場合は一定期間の使用を禁止することもある。
- (6) 時間のけじめをきちんとつける。下校完了時刻を守る。
- (7) 誇りと自覚をもって行動し、問題行動がないように常に自分を戒める。
- (8) 部活動と学業の調和を図り、予習・復習等にもいっそう努力する。
- (9) 下校中に買い食いを絶対しない。
- (10) 自転車は、「自転車通学生」として許可された生徒のみ使用できる。交通ルールを守る。
- (11) 昼食が必要な場合は弁当を持参する。昼食場所については指定する。※店に昼食を買いに行かない。

7. その他

学校の部活動以外のクラブに所属している生徒が、中体連主催の県大会等に出場する場合の引率は、保護者から依頼がある場合に、校長の許可を得て行う。